

忌引に関する規定

親族が死亡し、その葬儀や喪に服するための欠席は忌引とする。ただし、忌引として認められる日数は以下の表の通りとする。

親族の範囲	忌引として認められる日数
1 親等 (父・母)	5 日以内
2 親等 (兄弟姉妹・祖父・祖母)	3 日以内
3 親等 (伯父・叔父・伯母・叔母・曾祖父・曾祖母)	1 日以内